



令和6年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書
-生物多様性白書に関する説明資料-

令和6年9月

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室

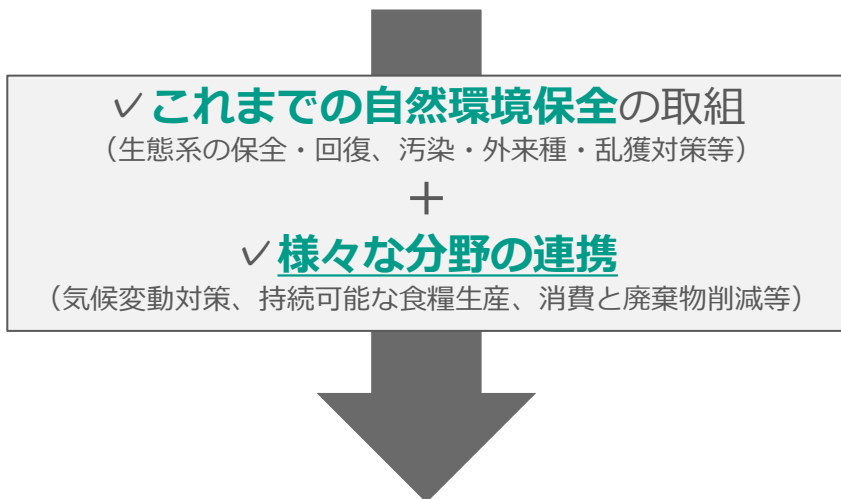


社会変革の必要性

地球の持続可能性の実現に向けては、 横断的な「**社会変革 (transformative change)**」が必要

出典：IPBES 地球規模評価報告書（2019）

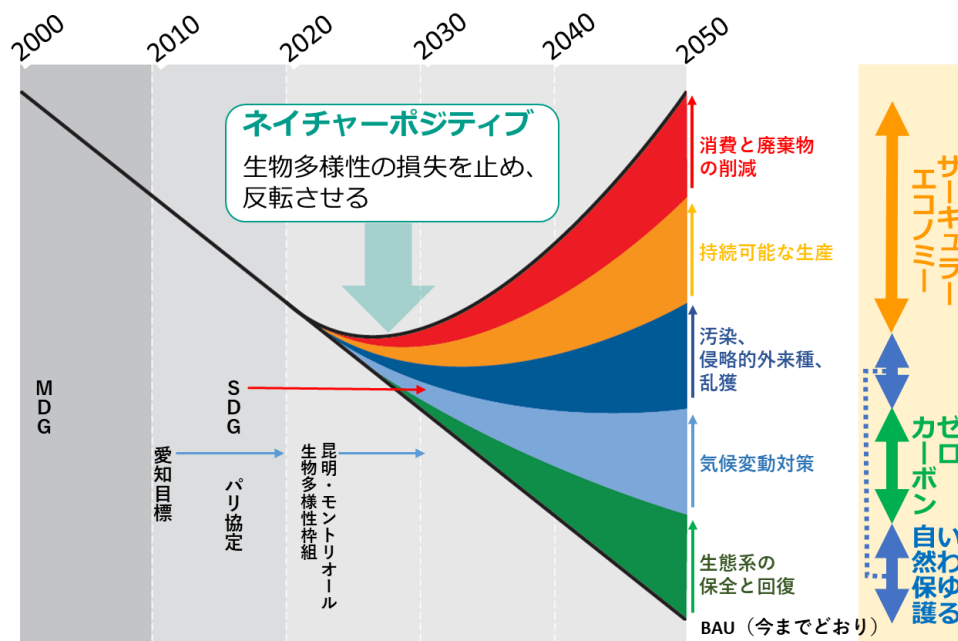
- 「**今までどおり**」のシナリオでは、
生物多様性は**損失し続ける**



- 2030年以降には**生物多様性の純増加**
につながる可能性がある

= **ネイチャーポジティブ**

(→自然保護だけを行うものではなく、
**社会・経済全体を生物多様性保全に
貢献するよう変革させていく考え方**)



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典「地球規模生物多様性概況第5版 (GB05)」を基に作成

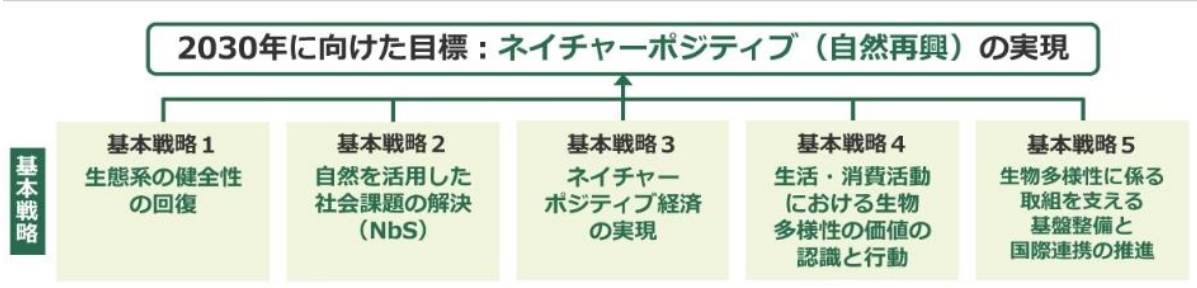
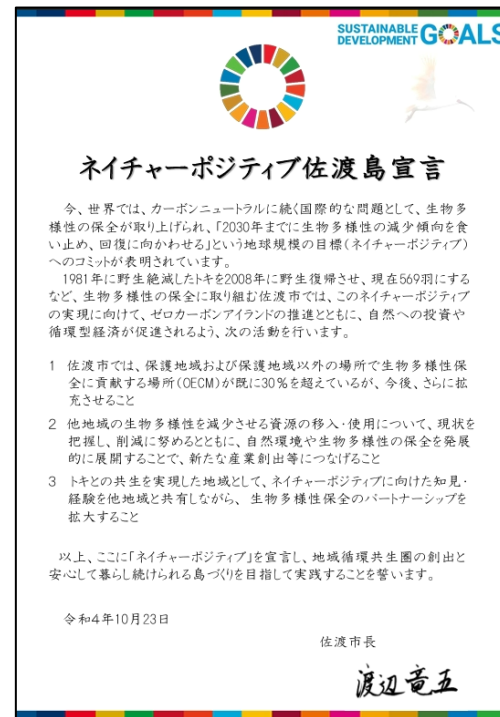
「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいだらぽじー
DAIDARAPOSIE



ネイチャーポジティブ宣言

- ・ J-GBF (※) が呼びかける、ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、**ステークホルダーの皆様**の活動を表明していただく宣言。
- ・ ポータルサイトから登録可能！
- ・ 生物多様性国家戦略の5つの基本戦略の少なくとも1つに該当する内容を含めばOK！！

ネイチャーポジティブ宣言の例
(佐渡市HPより引用)



※ J-GBFとは？

- ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するためのステークホルダー連携組織（事務局：環境省）。
- ・ 国、地方公共団体、事業者、NGO、ユースなど、あらゆるセクターが参画。



生態系の健全性の回復に向けて

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

様々な効果

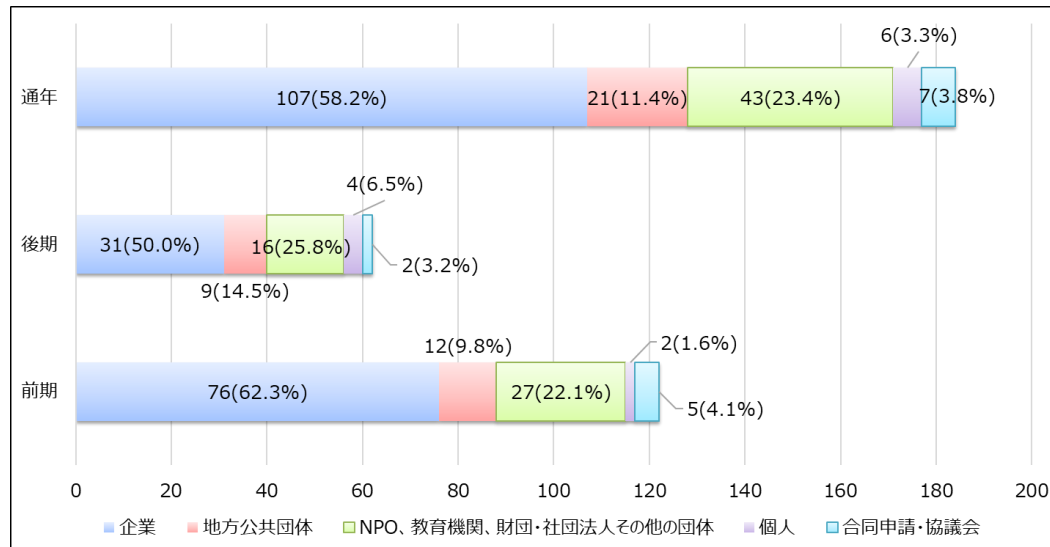
- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養：**河川を通して**海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

など

自然共生サイト

- 法律に基づかない環境省による任意制度。
- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、「**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域**」を「**自然共生サイト**」として認定。
- 令和5年から運用開始、多くの民間企業等から強い関心が示され、令和5年度の前期・後期合計として**184か所（前期：122か所 後期：62か所）**認定。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、「**生物多様性増進活動促進法**」が令和6年4月19日に公布。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出**する活動も認定の対象に。
- あわせて、より多くの民間資金や人的資源を流入できるよう、**自然共生サイトを支援した企業等に「支援証明書」を発行する制度**（TNFD等への活用を見据えて設計）や、支援を受けたいサイトと支援を行いたい企業等のマッチングを促進する仕組み、専門的助言を受けたい活動者と有識者を仲介する仕組み、その他補助金の拡充等を検討。

申請主体区分別の申請数



自然共生サイトの事例



陸域20.8% 海域13.3% です

本年8/22に国際データベース上で、
データの登録（OECM）・更新（保護地域）を行った旨報道発表

陸域：既公表値（生物多様性国家戦略2023-2030）の0.3%増
20.8%（うちOECM0.1%）

海域：既公表値（生物多様性国家戦略2023-2030）と変わらず
13.3%

～2020年までの愛知目標（陸域17%、海域10%）は達成～

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、**企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため**、主務大臣による基本方針の策定、**当該活動に係る計画の認定制度の創設**、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、活動者及び土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

(3) その他

- 市町村は②の作成、実施に係る連絡調整を行うための「**連携増進活動協議会**」を組織することができる。
- 地方公共団体は、「**地域生物多様性増進活動支援センター**」として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、**単独又は共同して確保**するよう努める。

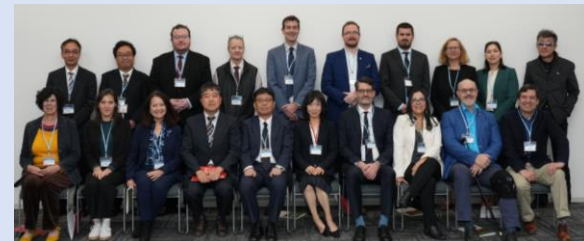
2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止 <施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

2023年 侵略的外来種に関するG7ワークショップについて

- ・2023年11月20日（月）～22日（水）に東京で開催。G7の外来種担当者及び専門家と国際機関（CBD事務局、IPBES専門家、IUCN）の計20名が参加
- ・G7として、侵略的外来種をテーマにした**初めての会議**であり、参加国・国際機関の外来種対策に関する経験・取組の共有や国際協力強化の方向性について議論
- ・国際協力等の推進に向けた「最初の一步」となる**成果文書**（侵略的外来種に関するG7声明：侵略的外来種及びその影響の管理に向けた国際協力の強化）をまとめた。併せて、G7メンバーの**施策状況やベストプラクティス集**もとりまとめて公開
- ・**来年以降も継続的に会議を開始し、協力強化を図ることとなった**



成果文書の主な内容：

「侵略的外来種の脅威への対処に関する国際協力を強化するための我々の共通の見解と、GBFのターゲット6の達成に向けた我々の最初の行動」として、以下の4つの柱を設定。

1. グローバル、地域的、二国間の協力の推進
2. 科学研究、グローバルデータベース、情報システムの強化
3. 全政府的・全社会的アプローチによるアウトリーチと主流化
4. 能力構築

国内施策
の強化



○2024年度中に改定予定の

「**外来種被害防止行動計画**」に

- 国際協力の推進、関係省庁・国際機関との連携強化
- 科学的情報に基づく対策等の要素を反映。



侵略的外来種対策の抜本的強化により、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の外来種目標の達成へ

（参考）G7イニシアティブ（侵略的外来種関連）について

- 侵略的外来種は、**生物多様性の損失を引き起こす五大直接的要因**※の一つ（IPBES報告書（2019））。
- 外来生物は国内に侵入してから除去するのではなく、**侵入予防措置の方が有効**であり、国際的な情報共有をはじめ、国際協力の強化が重要。
- 「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」の成果文書に、昆明・モンリオール生物多様性枠組の外来種目標の実施を加速するため、IPBES報告書の**科学的情報をもとに行動すること**、及び、**侵略的外来種に関するG7ワークショップを開催することが位置づけられ**、これまで継続的に国際イベントを開催。

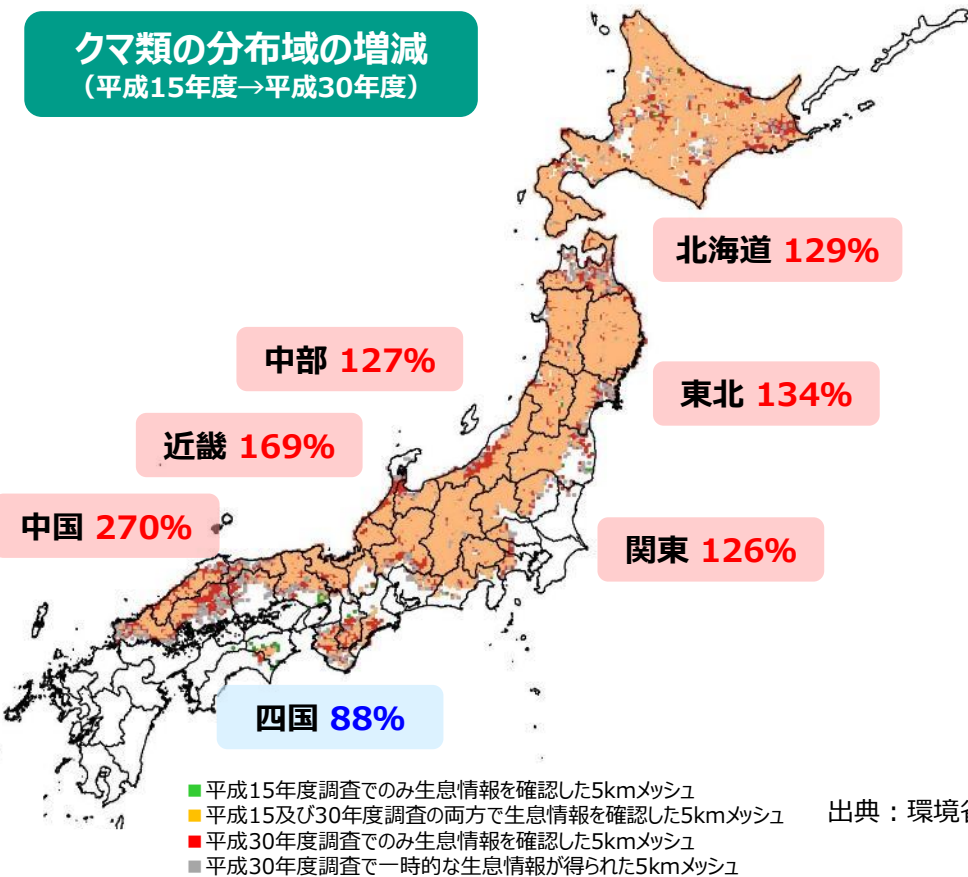
- ☑ **侵略的外来種に関する国際ウェビナー（オンライン・10月5日）** 31カ国 約250名が参加
- ☑ **CBD SBSTTA（ナイロビ・10月15日）でのサイドイベント**
- ☑ **G7 W/S（東京・11月20日～22日）** 成果文書をまとめる。

※IPBES地球規模評価報告書において、自然変化を引き起こす要因が過去50年間に加速していることが指摘された。直接的要因；①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入
間接的要因の例；生産・消費パターン、人口動態、貿易、技術革新、地域から世界的な規模でのガバナンス

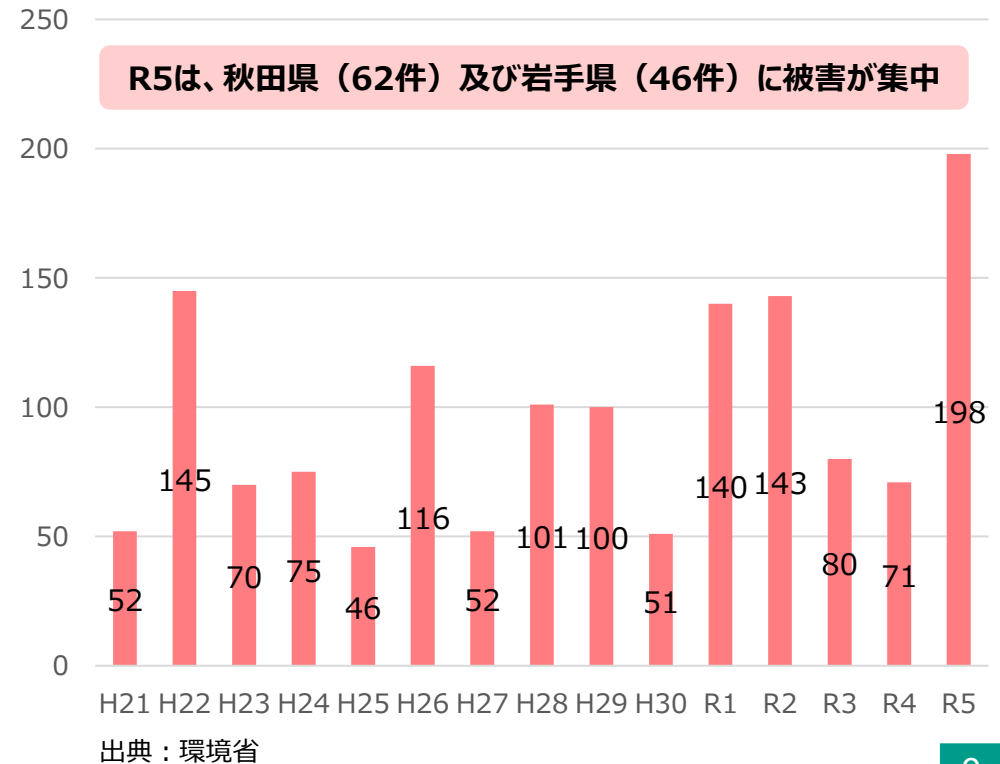
クマ類（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマ類の分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減
(平成15年度→平成30年度)



クマ類による人身被害件数



「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめ。
- 対策の基本的な考え方は、クマ類の地域個体群を維持しつつ、人の生活圏への出没防止により、人とクマ類のすみ分けを図る。
- その実現に向け、「ゾーニング管理※1」、「広域的な管理※2」、「順応的な管理※3」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- クマ類を指定管理鳥獣※に指定（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。都道府県等への技術的・財政的支援が必要。
- 捕獲に偏らない対策が必要（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。

※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の誘引物の管理、電気柵の設置、追い払い、山林、耕作放棄地、移動ルートでの刈り払い、緩衝帯の整備が必要。

出没時の対応

- 市街地等での銃による捕獲について、鳥獣保護管理法の改正も含めて、対応方針の検討・整理が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への専門的な人材の育成・配置、捕獲技術者の育成・確保が必要。
- ICT等を活用した出没情報の提供、モニタリング手法の開発が必要。
- 過度な苦情への対応、四国個体群の保全強化等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- ・クマ類の生息状況、被害状況等について
- ・ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ・ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ピッキオ）
- ・論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- ・「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十音順

- ・大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- ・小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- ・近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- ・佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- ・澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- ・山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- ・横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

指定管理鳥獣に関する取組

- 指定管理鳥獣の指定（鳥獣保護管理法省令の改正）
※4月16日に公布・施行
- 指定管理鳥獣対策事業交付金の拡充（クマ類の追加）

「鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針」の概要

- R5年秋のクマ類が人里に大量出没した事案の中で、**鳥獣保護管理法第38条の住居集合地域等における銃猟禁止規定により、クマ類の出没時の緊急的な対応に支障を生じさせた事例が報告された。**
- **予防的・迅速な対応を可能とするため、安全の確認等の一定の条件下において住居集合地域等における銃猟を認めることを骨子とする鳥獣保護管理法の改正**について、環境省の専門家検討会が7月8日（月）に提言。

鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針 概要

- **市街地にクマ類やイノシシが出没した場合、安全の確認等、一定の条件下で銃または麻酔銃による捕獲を可能とする。**
 - 危険が生じる以前に、**予防的・迅速な対応を可能とする。**
 - **周囲に人がいない等の安全確保の条件を整理。**
 - **銃器の発砲により器物等が損失した際の補償。**
 - 一定の技術を有する者に限り、**夜間の銃猟を可能とする。**
 - 自治体が効果的に運用するための**技術的な支援。**

（参考）鳥獣保護管理法第38条に関する検討会

〈開催状況〉

（第1回）令和6年5月9日（木）
・ヒアリング（秋田県、札幌市）、課題整理

（第2回）令和6年5月23日（木）
・対応方針（案）の検討

（第3回）令和6年7月8日（月）
・対応方針取りまとめ

〈検討委員〉 ※五十音順

伊吾田宏正 酪農学園大学農食環境学群 准教授（座長）
宇野 壮春 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員
遠藤 聡太 早稲田大学法学学術院 准教授
佐藤 寿男 一般社団法人秋田県猟友会 会長（代表理事）
武田 忠義 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課
ヒグマ対策室 主幹
横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授



環境省では、**鳥獣保護管理法の改正**に向け、**具体的な条文案等の検討**を速やかに進める。

自然再興を実現する経済に 移行するための戦略

ネイチャーポジティブ経済アライアンス（G7ANPE） ～知識の共有や情報ネットワーク構築の場～

- ネイチャーポジティブ経済の実現のためには、自然が主流となり、多様な価値観を取り入れ、強化する経済社会への移行が必要。
- 2023年4月のG7環境・気候変動・エネルギー関係大臣会合において、議長国日本の主導で設立。
- 初年度である2023年は、ネイチャーポジティブに資する技術・ビジネスモデル等に関する事例共有ワークショップ（9/27,28）、情報開示に反映すべき要素や課題に関する各国意見のシェア・発信（6/20）。

G7ANPEビジネス事例共有ワークショップ^o

- 主催：経団連、経団連自然保護協議会、共催：G7ANPE
- 2日間で述べ950人が聴講。
- 世界の9事例（うち日本から3事例）について発表・議論。
- CBD, TNFD, WEF, WBCSD, OECDも登壇。



伊藤信太郎大臣による開会挨拶



2024年度の継続開催を宣言した
イタリアB7のKatia Da Ros副会長

気候変動COP28サイドイベントで活動報告



次期議長国
コルバロ伊・気候変動等
特命大使

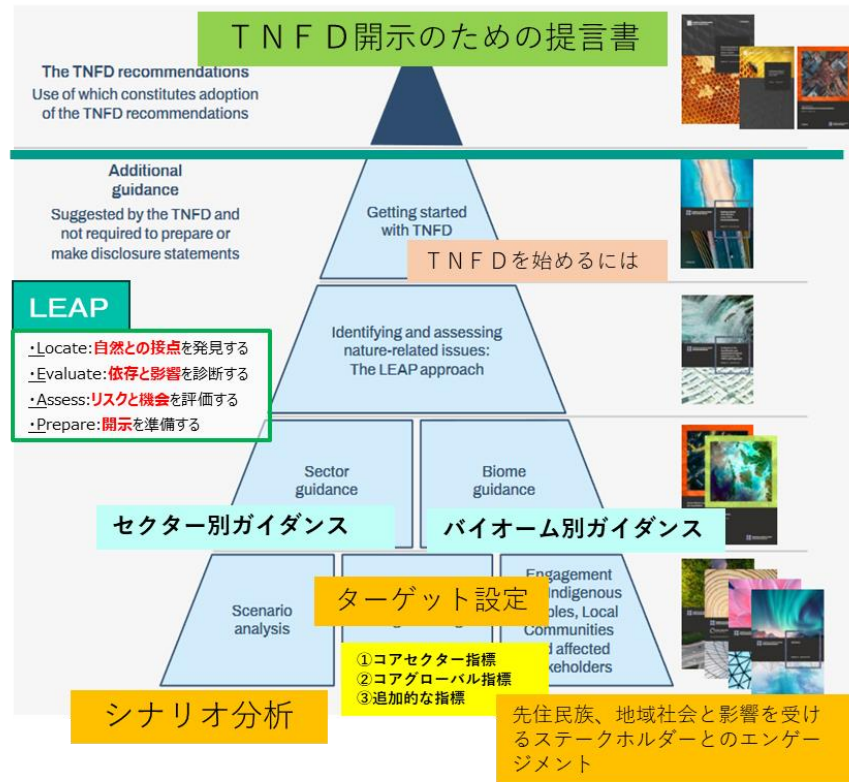


開示・対話を通じた資金呼び込み：TNFD

世界では、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等を通じた情報開示により民間資金の流れの変革を目指す動きが生じ始めており、こうした動きが世界的に広がれば、企業にとっては、ネイチャーポジティブ経営に係る情報開示を通じて、資金の呼び込みや顧客獲得等が期待できる。また、地域住民との対話によって、地域における継続的・安定的な事業運営・市場獲得等の実現も期待できる。

- TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の自然版。
- 企業情報開示を通じて資金の流れを変えることを目指す枠組み。
- あらゆる規模の企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、そして（適切な場合は）開示するためのリスク管理と開示の枠組み。
- TCFDと整合した4つの柱と14項目の開示を推奨
 <柱ごとの開示項目例>
 - ガバナンス：取締役会の監督など
 - 戦略：短中長期の依存・影響・リスク・機会など
 - リスクとインパクト：特定する組織的プロセスなど
 - 目標設定：管理プロセスなど
- ISSB・GRI等との国際的な開示基準との整合を重視

Figure 2: TNFD recommendations and additional guidance



ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～



環境省

令和6年3月
環境省
農林水産省
経済産業省
国土交通省

- 生物多様性国家戦略・基本戦略3「ネイチャーポジティブ経済の実現」を具体化。
- 企業にとって単なるコストアップではなく新しいビジネスチャンスでもあることを、3つのポイントで整理を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。
 - ①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例
 - ②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素
 - ③国の施策によるバックアップ

※ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化することを通じ、自然への配慮や評価が組み込まれるとともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、資金の流れの変革等がなされた経済

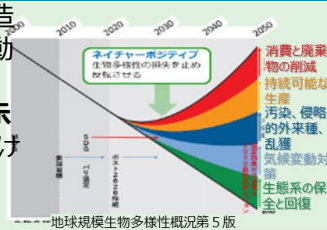
不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている（出所：When the Bee Stings (BloombergNEF2023)

経済活動の自然資本への依存とその損失は、明確なリスク。社会経済活動を持続可能とするためネイチャーポジティブ経営（自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営）への移行が必要。



①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

・事業活動上のリスク・機会を特定し。価値創造につなげるというプロセスを、企業既に気候変動などの分野で実践
→ここに自然資本も組み込み、TNFD等の情報開示を通じた資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける
→脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口からビジネス機会の創出が期待
→具体例と市場規模を提示



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の負荷の低減を

総合的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

損失のスピードダウンの取組にも価値

消費者ニーズの創出・充足

地域価値の向上にも貢献

③国の施策によるバックアップネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策

